

The background of the page is decorated with various colorful circles and patterns. In the top left, there are yellow and orange vertical stripes. To the right, there are teal and orange circles, and a pattern of small teal dots. In the middle right, there are pink and blue circles. In the bottom left, there are yellow, orange, and pink circles, and a pattern of small orange dots. In the bottom right, there are blue and yellow circles, and a pattern of small orange dots. The text is centered in the middle of the page.

第4章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、多様化する社会において、将来の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

本計画では、子どもを社会の真ん中に据え、常にこうした大切な存在である子ども自身の最善の利益を第一に考えることを基本に、子どもの意見を尊重し、そしてその意見を子ども施策に反映していくことを示すため、本計画の【基本理念】を次のとおり定めます。



第2節

基本方向

基本理念を実現するために、「こども大綱」及び「大阪府子ども計画」を勘案し、次の3つの大きな枠組みを基本方向として設定します。

1. ライフステージを通じた支援の充実

子どもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズ※34に対しては、組織横断的な体制の整備や施策間の連携を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等に関わらず、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組みを進めます。

2. ライフステージ別の支援の充実

子どもの誕生前から幼児期においては、誰もが安心して妊娠・出産できるための支援サービスの充実や相談体制の構築を進めるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、教育・保育施設をはじめとした子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進します。

学童期・思春期においては、子どもが夢や希望を持ち、自らの人生を切り拓き、そして社会に貢献できるよう、心豊かな人づくり及びきめ細やかで一人ひとりに寄り添った支援を推進します。

青年期においては、若者が社会の一員としての役割を果たせるよう、就労や学習の機会創出に努めるとともに、悩みや課題を抱える若者に対しては、その家族も含めて包括的な支援を行うことにより、課題の解決を図ります。

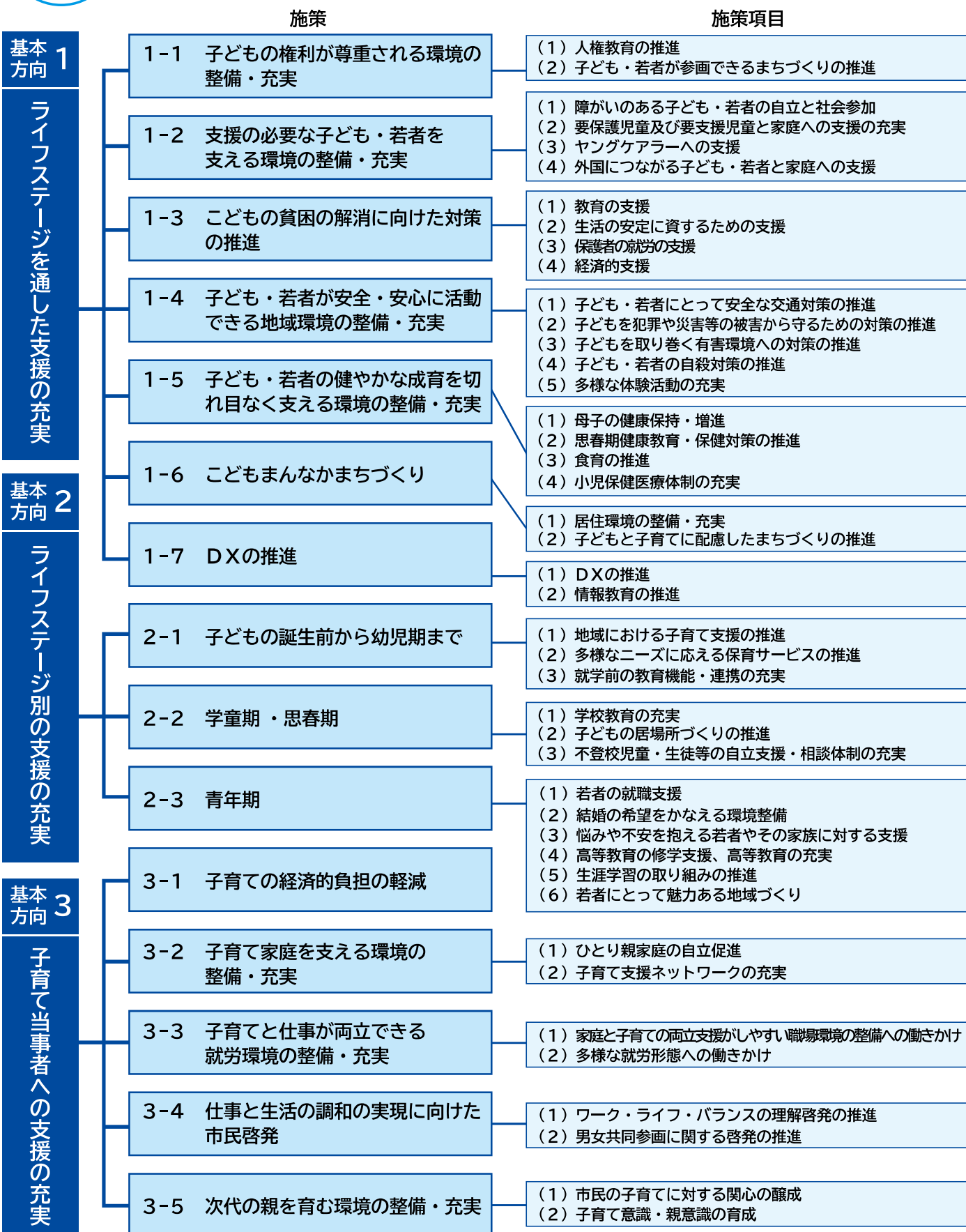
3. 子育て当事者への支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、負担感、過度な使命感を抱き、またそのことが子どもの健全な育成を阻むことがないよう、社会全体で家庭における子どもの養育のための支援を進め、育児と仕事を両立しながら、心身ともにゆとりを持って子どもに向き合えるような環境づくりを進めます。

※34 支援ニーズとは、子ども一人ひとりの状況に応じた必要とされる支援内容のこと。

第3節

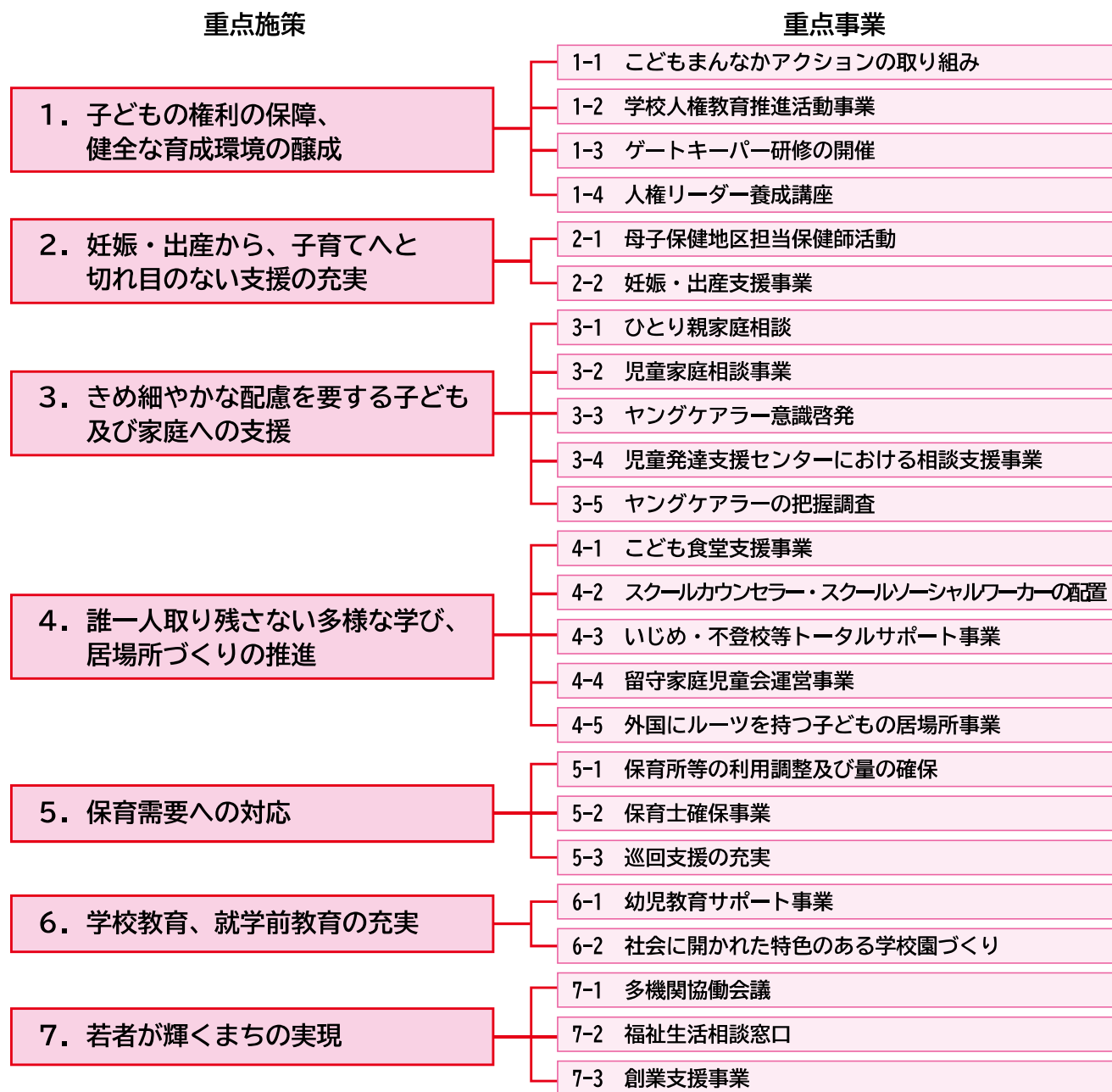
施策の体系



第4節

重点的な取り組み

本計画の基本理念及び基本方向に沿って施策を展開するため、下記の7つの施策（24 事業）について、重点的に取り組むこととします。



第1章
あたらしく
計画の策定に

第2章
池田市における
現状と課題

第3章
第2期計画の主な
取り組み状況と課題

第4章
計画の基本的な
考え方

第5章
基本方向に基づいた
施策の展開

第6章
子ども・子育て
支援事業の展開

第7章
計画の推進に
向けて

資料編

1. 子どもの権利の保障、健全な育成環境の醸成

子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、子どもの権利の周知・啓発を推進します。

重点 No. 1-1			
重点事業名	こどもまんなかアクションの取り組み	担当課	子ども・若者政策課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
こどもまんなかアクションの取り組み数		32 (令和 6 年度)	45
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ こどもまんなか応援サポーターとして、こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを推進し、その周知に努めます。		

※表内の「現状値」については、実績値と（ ）内に該当年度を表記しています。以下、同様です。

重点 No. 1-2			
重点事業名	学校人権教育推進活動事業	担当課	学校教育推進課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
研修の参加者アンケート満足度（強い肯定の割合）		47.1%（令和 5 年度）	60%
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 人権教育研修会の実施による教職員の人権意識の向上と、人権教育資料・教材の充実を図ります。 ○ 外部団体と連携し、人権教育に関する実践を共有・発信します。		

重点 No. 1-3			
重点事業名	ゲートキーパー※35研修の開催	担当課	障がい福祉課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
研修参加延べ人数	年 1 回 40 人（令和 5 年度）		年 1 回以上 50 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 市民、学生、相談機関など様々な分野の人に対して研修等を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。		

重点 No. 1-4			
重点事業名	人権リーダー養成講座	担当課	人権・文化国際課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
講座参加延べ人数	72 人（令和 6 年度）		80 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 地域や各団体における人権リーダーの育成をめざし、人権リーダー養成講座を通じて、子どもの権利に関する意識啓発を推進します。		

※35 ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられる。

2. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実

安心して妊娠・出産ができるよう、伴走型支援により妊産婦の不安や負担感を軽減し、子育てへの切れ目のない支援の充実を図ります。

重点 No. 2-1			
重点事業名	母子保健地区担当保健師活動	担当課	子ども未来課
	指標名	現状値	令和 11 (2029) 年度目標
	妊娠中に保健師や助産師が面接や訪問をした家庭数	40 件（令和 5 年度）	130 件
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行います。 ○ 関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。		

重点 No. 2-2			
重点事業名	妊娠・出産支援事業	担当課	子ども未来課
	指標名	現状値	令和 11 (2029) 年度目標
	産後ケア事業申込み件数	30 件（令和 5 年度）	120 件
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○ 産後ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型、訪問型のサービスを行います。 ○ 多胎妊産婦や家庭の負担を軽減するため、家事・育児支援ヘルパー利用を助成します。		

3. きめ細やかな配慮を要する子ども及び家庭への支援

配慮を要する子ども・若者や困難な状況にある子育て家庭などに対し、その特性やニーズに応じたきめ細やかな支援を推進します。

重点 No. 3-1			
重点事業名	ひとり親家庭相談	担当課	子育て支援課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
相談件数	360 件（見込み）（令和 6 年度）		440 件
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。 ○ 支援が必要な方を適切な支援につなぐことができるよう、相談体制の整備に努めます。		

重点 No. 3-2			
重点事業名	児童発達支援センター※36における相談支援事業	担当課	発達支援課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
相談件数		0 件（令和 6 年度）	150 件
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 地域の発達支援に関する入口として、障がい児相談支援を実施し、必要に応じて関係機関と適切に連携しながら総合的な家族支援を行います。		

重点 No. 3-3			
重点事業名	児童家庭相談事業	担当課	子ども未来課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
教育・保育とのスムーズな連携の検討		教育・保育とのスムーズな連携の検討 (令和 6 年度)	教育・保育との ネットワークの構築
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行います。		

重点 No. 3-4			
重点事業名	ヤングケアラー意識啓発	担当課	子ども未来課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
関係機関向け研修会		1 回（令和 6 年度）	1 ～ 2 回
啓発回数		1 回（令和 6 年度）	1 ～ 2 回
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、関係機関や専門職、支援者団体等を対象に、教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応等についての研修を実施します。		

重点 No. 3-5			
重点事業名	ヤングケアラーの把握調査	担当課	教育センター 子ども未来課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
調査実施回数		1 回（令和 5 年度）	3 回
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるために、学校等の関係機関を通じて、個人が把握できる方法により調査を実施します。		

※36 児童発達支援センターとは、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者のもとから通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設のこと。

4. 誰一人取り残さない多様な学び、居場所づくりの推進

子ども・若者が、誰一人取り残されず健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、子ども・若者の視点に立ち、安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりを推進します。

重点 No. 4-1			
重点事業名	こども食堂支援事業	担当課	子育て支援課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
参加延べ人数		5,728 人（令和 5 年度）	6,940 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ こども食堂の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの推進を図ります。		

重点 No. 4-2			
重点事業名	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	担当課	教育センター
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
年間相談回数	スクールカウンセラー（SC）	7,793 回（令和 5 年度）	8,100 回
年間相談回数	スクールソーシャルワーカー（SSW）	1,441 回（令和 5 年度）	1,600 回
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、校内の支援体制に積極的に参加します。		

重点 No. 4-3			
重点事業名	いじめ・不登校等トータルサポート事業	担当課	教育センター
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
活動日数		1, 239 回 (令和 5 年度)	1, 200 日
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ スクールアシストメイトを全市立小中学校・義務教育学校へ配置し、学校教職員との連携のもと児童・生徒の支援活動をします。 ○ 授業に入り込み学習等のサポートをすることで、教室での活動の安心感につながります。 ○ 校内教育支援ルーム担当として利用する児童・生徒の支援に大きな役割を果たします。		

重点 No. 4-4	
重点事業名	留守家庭児童会運営事業
	担当課
	地域教育課
指標名	現状値
令和 11 (2029) 年度目標	
入会児童数（5 月 1 日時点）	1,006 人（令和 6 年度）
	1,410 人
今後 5 年間の事業内容・方向性	○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭の児童が過ごす場所として、安全で安心な遊びの場・生活の場づくりを行います。 ○ 質の向上のため、指導員への研修を定期的実施します。 ○ 特別な配慮を必要とする児童については、人数に応じた職員の加配や研修の他、巡回支援員による関係機関との連携調整・情報共有、子どもの育成に関する助言などを実施します。 ○ 受け入れ学年拡大に向けて人・場所の確保に努めます。

重点 No. 4-5			
重点事業名	外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり推進事業	担当課	人権・文化国際課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
教室開催回数		46 回（令和 6 年度）	46 回
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 外国にルーツを持つ子どもたちが安心して集い、学べる環境を提供します。		

5. 保育需要への対応

保育需要に対応し、待機児童を発生させることのないよう定員枠の拡大や保育士確保に努めるとともに、利用者に寄り添った支援と保育の質の向上を図ります。

重点 No. 5-1			
重点事業名	保育所等の利用調整及び量の確保	担当課	子ども・若者政策課 幼児保育課
	指標名	現状値	令和 11(2029)年度目標
利用児童数		2,148 人(令和 6 年度)	2,334 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 高まる保育ニーズに対し、利用調整を行うとともに、民間事業者に対する施設整備への支援や補助事業の実施等により量の確保を行い、年度当初における国基準の待機児童を生じさせることのないよう努めます。		

重点 No. 5-2			
重点事業名	保育士確保事業	担当課	幼児保育課
	指標名	現状値	令和 11(2029)年度目標
公私立保育士数		496 人(令和 6 年度)	503 人
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 公私双方の保育士の採用確保・職場定着のための施策を展開します。		

重点 No. 5-3			
重点事業名	巡回支援の充実	担当課	幼児保育課
	指標名	現状値	令和 11(2029)年度目標
巡回支援指導員の巡回実施延べ回数		79 回(令和 6 年度)	122 回
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 各施設に定期的な巡回指導を実施し、保育の指導や職員からの相談対応等を行い、保育の質の向上につなげます。		

6. 学校教育、就学前教育の充実

学びの連続性を踏まえ、幼小接続を意識した取り組みを進めるとともに、地域・社会とも協働しながら一人ひとりの個性や可能性を最大限活かし伸ばす教育の充実を図ります。

重点 No. 6-1			
重点事業名	幼児教育サポート事業	担当課	教育政策課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
研修会の開催		19 回（令和 5 年度）	28 回
通信の発行		12 回（令和 5 年度）	12 回
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 保育の質の向上及び幼小の円滑な接続に向けて研修の充実を図ります。 ○ 幼児教育についての情報の発信を行います。		

重点 No. 6-2			
重点事業名	社会に開かれた特色のある学校園づくり	担当課	学校教育推進課 教育政策課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
公開授業研究会の開催校園数		16 校園（令和 6 年度）	16 校園
コミュニティ・スクール※37 の設置校園数		4 校園（令和 6 年度）	14 校園
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 学校の実情に応じて設定された教育課題に対する研究を推進し、教育効果の高い魅力ある学校づくりの実現をめざします。		

※37 コミュニティ・スクールとは、学校と地域の連携・協働関係の強化を通じて、より質の高い教育を実現しようとする「学校運営協議会制度」を導入している学校のこと。

7. 若者が輝くまちの実現

若い世代が未来に希望を感じられるよう、生活基盤の安定を図るとともに、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う包括的な支援体制づくりを進めます。

重点 No. 7-1			
重点事業名	多機関協働会議	担当課	高齢・福祉総務課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
構成機関数		22 (令和 6 年度)	27
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 関係団体・機関など様々な主体間での連携を強化し、複雑化・複合化した課題に対応できるよう多機関協働のもと、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野を超えた包括的な支援体制の構築を推進します。		

重点 No. 7-2			
重点事業名	福祉生活相談窓口	担当課	生活福祉課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
相談件数		116 件（令和 5 年度）	150 件
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 生活困窮者の抱える複合的な課題を、自立相談支援を行い、家計改善、住居確保給付、就労準備事業などを活用しながら、伴走型の支援を行います。		

重点 No. 7-3			
重点事業名	創業支援事業	担当課	商工振興課
指標名		現状値	令和 11 (2029) 年度目標
新規創業件数		70 件（令和 5 年度）	100 件
今後 5 年間の 事業内容・方向性	○ 地域経済の活性化や雇用を生み出すため、新たな事業の創出を支援します。		